

浦河町 アトツギサポート 事業補助金



詳細はこちらから
ご確認ください

町内の中小企業者等が行う事業承継の取り組みに対し、人件費や設備費、委託費など経費の一部を補助します。

補助対象経費

人件費	新たに後継者候補を6か月以上雇用した場合の費用
設備費	事業承継時のリフォームに係る費用
委託費	事業承継に必要な業務を外部に委託する場合の費用
修繕費	建物、設備機器等に故障があり修繕が必要な場合の費用
原材料費	事業承継時のリフォームを自身で行う場合の資材として特定できる費用

補助金の額等

親族内承継 (三親等以内の親族)	上限 50 万円 (補助率 3/4)
親族外承継	上限 100 万円 (補助率 3/4)

対象者

町内の中小企業者、小規模事業者で次のどちらかに該当する者

- (1) 後継者がおらず、外部人材を雇用して承継のため6か月以上育成する
- (2) 従業員または役員を後継者候補として事業承継する

手続きの流れ

- ① 支援機関(商工会議所、金融機関等)に相談して、事業承継計画を作成
- ② 浦河商工会議所で事業承継計画の承認を受け、町へ申込
- ③ 計画に基づき、事業実施
- ④ 事業終了後、補助金交付申請
- ⑤ 交付決定後、補助金の支払い

お気軽にお問い合わせください

浦河商工会議所
浦河町役場 商工観光課

0146-22-2366
0146-26-9014

